

平成 2 3 年度実施方針

京都メカニズム事業推進部

1. 件名：地球温暖化対策技術普及等推進事業

2. 根拠法

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第 1 5 条第 1 項第 4 号及び第 1 0 号

3. 背景及び目的

我が国は気候変動問題の解決に向け、海外での温室効果ガス排出削減に貢献できる優れた技術や製品を多く持っている。しかし、現在、技術や製品の普及を通じた途上国での貢献を唯一制度的に後押しする「クリーン開発メカニズム（以下、「CDM」という。）」は、審査プロセスに長い時間がかかり、承認の可否についても不確実性が高いことに加え、我が国が得意とする省エネルギー製品（自動車、家電等）や高効率石炭火力等に対する適用がほとんどなく、我が国の技術・製品を通じた貢献を後押しするには不十分な状況にあると考えられる。

2009 年末の第 1 5 回気候変動枠組み条約締約国会合（COP 1 5）で策定された「コペンハーゲン合意」は、先進国の排出総量についての目標を各国それぞれのやり方で設定することを認めるものとなったが、昨年末の第 1 6 回会合においては同合意が COP として正式に決定された。政府は、こうした機会を捉え、現行の CDM の下では国際的に十分に評価がなされていない低炭素技術（省エネ技術、新エネ技術、石炭火力等）を広く対象に含める形で、我が国が世界に誇る低炭素技術や製品、インフラ、生産設備等の普及や移転を積極的に行った場合における温室効果ガス排出削減量を適切に評価し、我が国の排出削減量として換算することを可能とする新たな仕組みの二国間又は多国間の合意を通じた構築に向けて、積極的な対応を実施している。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、政府のこのような対応に呼応して、我が国の優れた低炭素技術・製品等の海外における有効性を実証し得る具体的な排出削減プロジェクトの発掘とその組成を効率的かつ効果的に実施するために必要な、低炭素技術の普及・移転のための事業性評価、排出削減効果の評価手法等の確立、プロジェクトの実施に係るファイナンスその他の制度・環境整備方策等に関する調査を実施するものである。

4. 事業内容

4. 1 事業概要

次の（1）及び（2）について、調査を行うこととする。

(1) 協力案件の発掘に向けた調査

特定の国又は地域における、セクター（例：電力、鉄鋼、セメント等）又はサブセクター（例：石炭火力発電の高効率化、高効率家電の普及等）を想定し、我が国の優れた技術を普及させた場合等における温室効果ガス排出削減ポテンシャル、具体的な技術の普及・展開方法等について分析を行う。具体的な内容には、以下を含むものとする。

- ・対象国の気候変動を巡る情勢と政策及び当該技術・製品等が対象とする市場や関連政策等の概況
- ・対象分野における我が国の技術・製品等の普及による削減ポテンシャルとその定量化方法
- ・当該技術・製品等の普及に向けたプロジェクトプラン及びそのおおまかな事業性評価
- ・当該プロジェクトの実現に必要なファイナンス、その他投資環境整備

以上の調査を踏まえ、可能であれば、具体的なプロジェクトの実施計画又は提案の策定を行う。

(2) 協力案件の組成に向けた調査

特定の国又は地域において、我が国の優れた環境・エネルギー技術等を活用して削減を行う具体的なプロジェクトの実施を想定し、同プロジェクトの事業性評価、必要なファイナンスその他のスキームの検討等を行う。また、同プロジェクトを通じて達成される削減量を計測、報告、検証するための方法論の特定（排出量の測定、ベースラインの設定の方法等）、同方法論を用いた削減見込量の推計等の検討及び分析を行う。具体的な内容には、以下を含むものとする。

- ・当該プロジェクトの詳細な事業性評価及びその実現に必要なファイナンス、その他投資環境整備
- ・当該プロジェクトにおける排出削減量の定量化に関する方法論の特定（排出量の計測に関する方法論（活用する国際標準等）、ベースラインの設定や排出量の測定を含む削減量の定量化の考え方、第三者機関による検証の可能性など）
- ・同方法論を用いた削減見込量、その他当該プロジェクトを通じて得られる経済効果

なお、以上の（1）及び（2）の実施に当たっては、以下について留意するものとする。

- 本事業においてはNEDOに対し、定期的に事業の状況の報告を行うこと。
- 事業概要や進捗結果等についてNEDOの求めがある場合には、対外的に説明等を行うこと。

○二国間、多国間の枠組みの構築に資する観点から、プロジェクト実施対象国における政府、民間セクター等との関係強化に努めること。

4. 2 事業方針

<委託要件>

(1) 提案対象

提案者は、プロジェクト当事者の一員として、当該F/S対象プロジェクトの実施に際して明確な役割と責任を担っていること。

(2) 応募資格

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とする。なお、コンソーシアム形式による申請も認めるが、その場合は幹事法人を決め、幹事法人が事業提案書を提出すること。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することは不可。）

- ①日本法人（登記法人）であること。
- ②本事業を適切に遂行するための十分な組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④NEDO及び経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置等に該当していないこと。

<委託条件>

(1) 調査実施期間

原則として1年間以内

(2) 調査テーマの規模

公募内容に応じて、1件当たりの委託額を原則として、以下のとおり設定する。

イ) 協力案件の発掘に向けた調査： 3千万円～5千万円/件 程度

ロ) 協力案件の組成に向けた調査： 5千万円～3億円/件 程度

委託予定件数の総数は特に定めず、予算の範囲内で採択する。

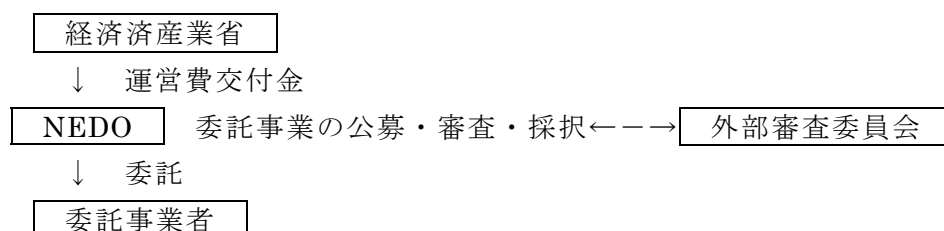
(3) 事業規模

交付金 4,870百万円（エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定））

注) 事業規模については、変動があり得る。

5. 事業の実施方式

5. 1 実施体制



5. 2 公募

採択件数及び予算執行状況に応じ、年度内に複数回公募を行う。

(1) 掲載する媒体

NEDO ホームページにて公募を実施する。

(2) 公募開始前の事前周知

公募開始の原則 1 カ月前に NEDO ホームページにて行う。

(3) 公募時期・公募回数

第 1 回公募は 3 月中旬頃に実施する。公募回数は複数回を予定。

(4) 公募期間

原則 30 日間とする。

(5) 公募説明会

公募開始後、東京、大阪等にて開催予定。

5. 3 採択方法

(1) 審査方法

審査は、公募要領に合致する応募を対象に、事前書面審査を行い、外部有識者による採択審査委員会及び契約・助成審査委員会を経て、採択案件を決定する。また、必要に応じて申請者に対してヒアリング等を実施する。

(2) 締め切りから採択決定までの審査等の期間

特段の事情がある場合を除き、公募締切から原則 60 日以内での採択決定を行う。

(3) 採択結果の通知・公表

採択者については、採択通知を行うとともに、原則として、NEDO ホームページ等にて公表する。また、不採択者についても、不採択理由を明記して不採択通知を行う。

(4) 採択結果の公表

採択案件については、申請者の名称、調査テーマの名称、概要を公表する。

6. その他重要事項

6. 1 評価

NEDO は、我が国の政策的及び技術的な観点並びに事業の意義、成果及び普及の観点から、事業評価を平成 23 年度の事業終了後速やかに実施する。

6. 2 事業推進に係る情報収集

今後の効率的・効果的な事業の推進及び成果達成に資することを目的に、必要に応じて二国間クレジット及び同F/Sに関する情報収集等を委託等により実施する。

7. 事業スケジュール（予定）

（平成23年2月9日 公募予告）
平成23年3月中旬 公募開始
平成23年3月下旬 公募説明会の開催
平成23年4月中旬 公募締切
平成23年5月下旬 外部審査委員会
平成23年6月上旬 契約助成審査委員会
平成23年6月中旬 採択決定（契約）

なお、以上のスケジュールは、第一回公募についての時期（予定）を示したものであり、案件の申請・採択状況に応じて、適宜追加公募を実施する予定。

8. 実施方針の改定履歴

- （1）平成23年3月 制定
- （2）平成23年7月 根拠法の変更

以 上